

平成19年度 せたな町 表彰式

11月2日、温泉ホテルきたひやまにおいて、平成19年度せたな町表彰式が開催されました。受賞者は下記のとおりです。

功勞表彰受賞者

●**齊藤洋一郎**（前せたな町議会議員）北檜山区
旧北檜山町議会議員及びせたな町議会議員として多年にわたり在職され、その間旧北檜山町議会副議長として8年、旧北檜山町議会議長として2年務め、本町の地方自治の振興に多大な貢献をされました。



受賞者を代表してお礼の言葉を述べる輪島猛雄氏



当日の出席者による記念写真

勤続表彰受賞者

●**大野忠勝**（前せたな町議会議員）大成区
勤続15年。
旧大成町議会議員（H4.7.20～H17.8.31）
せたな町議会議員（H17.9.1～H19.4.30）

●**輪島猛雄**（せたな町固定資産評価審査委員会委員）大成区
勤続15年。
旧大成町固定資産評価審査委員会委員
（H4.11.16～H17.8.31）
せたな町固定資産評価審査委員会委員（H17.9.1～現在）

善行表彰受賞者

●**宮本一敏** 北檜山区
本町の社会福祉の振興のため、その基金として多額の金品を寄付されました。

●**株式会社松本組 代表取締役社長 宮部英一** 函館市
平成10年度から10年間、太田神社例大祭に併せて実施されている花火大会に使用する船舶を地域貢献として無償提供されました。

※せたな町表彰条例に基づいて表彰を行っております。

「道南圏域少子化フォーラム」開催のご案内

急速に少子化が進行する中、次世代を担う子どもたちを健やかに心豊かに育むために、誰もが子育てに参加しやすい社会環境をめざして、父親、企業、地域そして若者の立場から未来へ向けてのメッセージを考えてみたいと思います。関心のある方は、どなたでもお気軽にご参加ください。

- 日時／12月15日（水）13:00～16:30
- 会場／檜山支庁講堂（江差町陣屋町336-3）
- 主催／北海道檜山保健福祉事務所
北海道教育庁檜山教育局
- 参加料無料／託児あります

※このフォーラムは、道民カレッジ連携講座です。カレッジ手帳をお持ちの方はご持参ください。



- 内容／基調講演「讃嘆」（さんたん）
講師 ラッキーピエログループ代表 王 一郎 氏
- シンポジウム
テーマ「子どもを育む社会へのメッセージ」～子育て、それは、これからの未来づくり～
- シンポジスト
 - ・今金小学校「おやじも出番」PTA会長 林 晃一氏
 - ・株式会社ナルミ通販事業部常務取締役 鳴海 周平氏
 - ・江差町町民福祉課福祉係長 中田 二美子氏
 - ・北海道瀬棚商業高等学校第3学年 天沼 望氏
（平成18年度北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会委員）

■申込み・問い合わせ先
檜山保健福祉事務所保健福祉子ども・保健推進子ども未来係
TEL0139-52-1053 FAX0139-52-1074 E-mailアドレス/esashiho.soumu2ppref.hokkaido.lg.jp

が変わります



遺失物法

落し物や忘れ物の取扱方法を定めた

落し物や忘れ物の取扱方法を定めた「遺失物法」が改正されます。

いつから変わるの？

12月10日 **月** から

どう変わるの？

●保管期間が3ヶ月に

落し物や忘れ物の保管期間が3ヶ月になります。

●インターネットで公表

落し物や忘れ物の情報がインターネットで公表され、探しやすくなります。

●個人情報が入ったものは

携帯電話やカード類など個人情報が入った物については、拾った人が所有権を取得できないこととなります。

●傘や衣類など

傘や衣類など大量・安価な物等は、2週間以内に落とし主が見つからない場合は売却することとなります。

●遺失物法の対象外

動物愛護法による引取りの対象となった犬・ねこは、遺失物法の対象外となります。

※ご質問・ご不明な点がございましたら、お気軽にお問合せください。

問い合わせ先

せたな警察署会計給与係
☎0137-84-6110

ノロウイルスによる食中毒を防ぎましょう

■問い合わせ先／北海道八雲保健所 ☎0137-63-2168

例年、冬季にはノロウイルスによる食中毒が多く発生しています。

●ノロウイルスとは

「小型球形ウイルス（SRSV）」とも呼ばれ、その名のとおりに非常に小さく、丸い形をしたウイルスです。食品の中では増えず、感染した人の腸内で増殖します。調理従事者の手指を介して汚染された食品を食べた場合や、汚染された貝類を生あるいは十分に加熱せずに食べた場合に感染します。

さらに、このウイルスの感染力は非常に強く、感染者の便や吐物による二次感染も報告されています。

●予防の方法は

飲食店や食品工場、集団給食施設など食品を取り扱う施設はもとより、家庭においても十分に注意し、ノロウイルスの食中毒を防ぎましょう。

- ・調理前、作業の変わり目、用便後などには必ず手指を十分に洗いましょう。
- ・冷蔵庫で生の食材と調理済みの食品を保管するときは、それぞれ分けて保管しましょう。
- ・まな板、包丁、ふきんなどは、使用のたびによく洗浄し、消毒、乾燥し、常に清潔に保ちましょう。また、これらの調理器具は、食材別、加熱品・非加熱品の別にそれぞれ専用のものを使い分けましょう。
- ・食品取扱い施設では、従事者の健康状態に常に気を配り、お腹の具合が悪い時などな、直接食品に接触するような作業は控えましょう。
- ・ノロウイルスは加熱によって死滅します。食品は十分に加熱しましょう。

平成19年度 消防設備士講習

●講習受付期間／平成19年11月26日（月）～12月20日（木）

●講習実施期間／平成20年1月16日（水）～3月18日（火）

講習地及び会場		実施年月日	講習区分
函館市	函館市民会館 函館市湯川町1丁目32番1 ☎0138-57-3111	2月7日（木）	警報設備
		2月8日（金）	消火設備、避難設備・消火器
札幌市	北海道自治労会館 札幌市北区北6条西7丁目53 ☎011-747-1457	1月16日（水）	消火設備
		1月17日（木）	警報設備
		1月18日（金）	避難設備・消火器
		3月11日（火）	警報設備
		3月12日（水）	消火設備
		3月13日（木）	避難設備・消火器
		3月14日（金）	警報設備
室蘭市	室蘭市民会館 室蘭市輪西町2丁目5-1 ☎0143-44-1113	1月24日（木）	警報設備
		1月25日（金）	消火設備、避難設備・消火器
苫小牧市	苫小牧市民会館 苫小牧市旭町3丁目2番2号 ☎0144-33-7191	2月21日（木）	警報設備
		2月22日（金）	消火設備、避難設備・消火器
講習区分		消火設備（甲乙1,2,3類）、警報設備（甲乙4類・乙7類） 避難設備・消火器（甲乙5類、乙6類）、特殊消防用設備等（甲種特類）	

- 対象者／
- 1 消防設備士免許交付後、2年以内に講習を受講していない方
 - 2 上記1の講習を受けた日から5年以内の方でこの講習を受講していない方
 - 3 上記12の受講期間を経過している方

●受講手数料／講習区分ごとに7,000円（北海道収入証紙）です。
※お問合せ並びに受講申請書、実施要領については最寄りの消防署へお問合せください。

■問い合わせ先／・せたな消防署予防係☎0137-84-5709
・瀬棚支署予防係☎0137-87-3344 ・大成支署予防係☎01398-4-5401